

「御聖霊による靈的祝福」エペソ1：11-14 堀田修一 2019・5・26

先行する三位一体の神の恵み＝御父1：3-6、御子1：7-12、御聖霊1：13、14の恵みを感謝します。

I 「またキリストにあって、私たちは御国を受け継ぐ者となりました」：11。「もし子どもであるなら、相続人でもあります。私たちがキリストと、栄光をともに受けるために苦難をともにしているなら、私たちは神の相続人であり、キリストとの共同相続人です」（ローマ8：17）。「あなたがたはもはや奴隷ではなく、子です。神による相続人です」（ガラテヤ4：7）。「キリストにあって」：キリストは、当然、神のひとり子・御子として神の国、御国の相続人です。そして私たちが御子を信じて神の子供とされ、御子にある者（キリストと靈的に結合している者）となる時、キリストとの共同相続人とされる！驚くべき恵み！何を受け継ぐのでしょうか＝神の国と神のあられる祝福です。神の国、天国に入る事ができ、主にあって御父が持っておられる祝福を相続できるのです。最高の祝福は、三位一体の神に愛され、三位一体の神と幸いな交わりを持つ事が出来る恵みです。神の国（神の支配の意）は、主がこの世に来られた事により、主を信じる私達の心の中に開始されました。「神の国は、あなたがたのただ中にあるのです」（ルカ17：21）。そして主の再臨の時に、完成され、実現するのです。「御国（神の支配）が来ますように」（マタイ6：10）。私の心にも！

II 「すべてをみこころによる計画のままに行う方の目的にしたがい、あらかじめそのように定められていたのです」：11。私たちが知らなかった時に、神は私たちのことを知り、みこころに留め、あらかじめこのように祝福を定めて下さっていたのです。感謝！それは、私たちがその中で自己満足してしまうためではなく、「神の栄光（神の素晴らしさ）をほめたたえるためです」：12。「前からキリストに望みを置いていた私たち」：12。メシヤ待望の信仰を持ち続けて来たユダヤ人キリスト者のことでしょう。しかし異邦人であった私達も、御子にあって十字架の血による贖い（滅びからの買い戻し）、罪の赦しの恵み、御心の奥義であるキリストを知らせて下さった恵み、御国を受け継ぐ者とされた恵みを思う時、神の栄光をほめたたえずにはいられません。神をほめたたえるために私達は造られ救われました！主の教会は神をほめたたえ礼拝する共同体です。

III 「このキリストにあって、あなたがたもまた、真理のことは、あなたがたの救いの福音を聞いてそれを信じたことにより、約束の聖霊によって証印を押されました」：13。「あなたがたもまた」：前節との対比。異邦人キリスト者であるあなたがたもまた。神は主の十字架と復活により救いが成就した後、あらゆる人々から真理の言葉、救いの福音（良い知らせ）、を聞かせられています。救いの福音を聞けることは神の大きな恵みなのです。「またそれを信じたことにより」：原文には「この方において」があります。私達が主を信じたのも、キリストにある神の賜物なのです。「約束の聖霊によって証印を押されました」。「約束の聖霊」：「わたしは、わたしの父の約束してくださったものをあなたがたに送ります。あなたがたは、いと高き所から力を着せられるまでは、都にとどまっていなさい」（ルカ24：49）。「証印を押されました」：原語の意＝封印する・（認証・保証の為に）印を押す・所属を示すと共に所有者の保護をも意味する・保証・確認する。

主を信じる私達への御聖霊の内住は＝

- ①私達が本当に救われ神の子とされている事実を認証、保証している。「私たちが神の子どもであることは、御霊ご自身が、わたしたちの霊とともに、あかしして下さいます」(ローマ8：16)。聖霊は、信仰の確信を与えて下さる！私達は、本気で信じている！聖霊による奇蹟。
- ②私たちが間違いなく贖われ(買い戻され)、神に所属し、神のもの、神の所有であることを確証している。
- ③私たちの所有者である神に保護される事を保証する証印。

IV 救いの証印である御聖霊が私達の中に内住しておられる事実を確認するものは＝

- ①自分の罪を認め、神に告白出来る事。「その方(聖霊)が来ると、罪について、義について、さばきについて、世にその誤りを認めさせます」(ヨハネ16：8)。私達は、自分の力では、決して自分の罪、神に裁かれて当然の罪(不品行、憎しみ、恨み、ねたみ、嘘、偽り、悪口、偶像礼拝、真の神への背き)が自分の中にあると認める事は出来ない。日々自分の罪を認め、神にお詫びできるのは、聖霊様が心に住んでおられる証拠。

②私の罪の為に主が十字架で死なれ復活されたこと、主が救い主、真の神と信じる事は、聖霊様の働きなしには、決してできない。それが出来ているのは最高の奇蹟！それは聖霊様の御業。「聖霊によるのでなければ、だれも、『イエスは主(神、救い主)です。』と言うことはできません」(1コリント12：3)。「聖霊は私たちが御国を受け継ぐことの保証です」：14。「保証」の原語の意：手付金・内金・前払い金。後に全額の支払いをする保証の手付金、前払い金。私達が今、地上で「聖霊」をいただいているのは、終末、主の再臨における救いの完成の前払い、保証、前味なのです。主の再臨の時すべてが与えられる。私達は神から天国の前味という幸いを、現在も聖霊様により受け味わっている＝御言葉の素晴らしさ、礼拝の恵み、御言葉の恵みの分かち合いと祈り合う恵み、静まり神と交わる恵み、苦しみ、試練の中でも主が共におられる恵み、聖霊の交わり、慰め、愛、喜び、平安、聖さ、祈れる恵み、神の臨在を感じる事が出来る恵み、神は確かにおられるという心の確信、聖書を理解できる恵み、天国に行ってからではなく、この地上で救いの保証である聖霊の実際の助け、恵みがある→罪を認めさせ、主を信じる信仰を与えられる(ヨハネ16：8、1コリ12：3)、「神の御霊によって礼拝をし」(ピリピ3：3)、「御霊の与える…神のことばを受け取りなさい」(エペソ6：17)、「どんなときにも御霊によって祈りなさい」(6：18)、「私の宣教とは…御霊と御力の現れでした」(1コリ2：4)。「聖霊の交わり」(2コリ13：13)、「助け主(原語：援助の為にそばに呼ばれた者、慰め主)」(ヨハネ14：16)。「私たちはみな…栄光から栄光へと、主と同じかたち(御性質)に姿を変えられていきます。これはまさに、御霊なる主の働きによるのです」(2コリント3：18)。※人と比べないで、主を信じていない自分と比べてみる。証し。感謝します！7節のキリストの血による「贖い」は、既に受けている贖い。この14節の「贖い」は、将来、主の再臨の時に完成する救いの事。「御霊の初穂(救いの保証、救いの前味)をいただいている私たち自身も…わたしたちのからだの贖われる(主の栄光のからだと同じ姿に変えられる)ことを待ち望んでいます」(ローマ8：23)。神がこれほどに保証して私達の救いを完成されるのは「神の栄光がほめたたえられるためです」：14。